

行審第22号
平成30(2018)年7月9日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会
会長 塚本 純

実施機関が取り扱う個人情報の適用除外事項に係る意見について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第6条第3項第9号の規定に係る平成30年2月8日付け文学第688-1号で意見を求められた標記の件のうち、県有車両を運転する職員の安全意識等の向上及び交通事故等発生時における迅速かつ適切な事務処理のため、本人以外から個人情報を収集することについては、個人情報を取り扱う事務の目的を達成する上で、必要なものと認められます。

ただし、ドライブレコーダによる個人情報の収集にあたっては、県民等がみだりにその容姿等を撮影されない自由を有することに配慮する必要があることから、以下の点について特に御留意願います。

- 1 ドライブレコーダの設置目的を明確にすること。
- 2 ドライブレコーダを設置する所属の長は、設置するドライブレコーダ及びこれにより記録される映像、音声及び県有車両の走行情報（以下「データ」という。）の適正な管理のために必要な措置を定めた要領を制定し、遵守すること。
また、実施機関は、所属の長が制定した要領について、内容を把握し、適切に管理すること。
- 3 データの記録時間及び保存期間については、設置目的を達成するために必要最小限の範囲内とすること。
- 4 データについては、設置目的を達成するために必要な場合にのみ閲覧又はドライブレコーダを設置する所属以外に提供できることとし、それ以外の目的のために閲覧又は提供をしないこと。

(参考)

栃木県個人情報保護条例第6条第3項第9号の規定に係る
本人以外からの個人情報の収集制限に関する適用除外事項について

類型事項

類型	本人以外から収集する理由又は必要性
県有車両に設置するドライブレコーダによって、道路周辺の歩行者、通行車両の運転者その他不特定多数の者の個人情報を収集するとき。	<ul style="list-style-type: none">○ 県有車両を運転する職員の安全意識等の向上を図るとともに、交通事故等発生時における迅速かつ適切な事務処理のためには、県有車両にドライブレコーダを設置する必要がある。○ 県有車両に設置するドライブレコーダによる撮影は、その性質上、道路周辺の歩行者、通行車両の運転者などの個人情報を収集することが避けられない。